

開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号。）が施行されることに伴い、引用する規定等を改正する必要があるので、開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

開成町認可地縁団体印鑑条例（平成10年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録者の資格） 第2条 認可地縁団体に係る印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、認可地縁団体において次に掲げる者が選任されている場合には、その者とする。 （1） <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条の3第1項第6号及び同条第6項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録事項の修正） 第6条 町長は、<u>法第260条の2第11項</u>の規定による届出があつた場合において、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第9条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、職権によりこれを修正するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>省令第18条の3第1項第7号及び同条第6項第7号</u>に規定する代理人は、第3条第1項、第8条及び第10条の規定による申請をすることができる。この場合において、代理人は、代表者等又は印鑑登録者からの委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。	（登録者の資格） 第2条 認可地縁団体に係る印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、認可地縁団体において次に掲げる者が選任されている場合には、その者とする。 （1） <u>民事保全法（平成元年法律第67号）第56条</u> _____に規定する職務代行者 （2）～（4）（略） （登録事項の修正） 第6条 町長は、<u>法第260条の2第11項</u>に規定による届出があつた場合において、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第9条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、職権によりこれを修正するものとする。 （代理人による申請） 第12条 <u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人は、第3条第1項、第8条及び第10条の規定による申請をすることができる。この場合において、代理人は、代表者等又は印鑑登録者からの委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。